



国宝・重要文化財だけじゃない！

# わがまちの国登録有形文化財

九年ぶりの登録へ

ふるさと  
の 誇り



～二つの穂坂家（御北と御西）～



新規登録 櫛形地区高尾

『御北穂坂家住宅主屋』 明治24年(1891)頃建築（写真上）  
『御西穂坂家住宅主屋』 弘化3年(1846)頃建築（写真下）

櫛形山中腹に鎮座し、悠久の歴史を紡ぐ高尾穂見神社。その神前集落に存在し、高尾地区の歴史・山村の生活を今に伝える二つの穂坂家。御北（オキタ）は集落の名主、御西（オニシ）は穂見神社の神主を代々つとめてきた家系である。

かつては林業等で生計を立ててきたこの地域の人々だが、両家には養蚕農家によくある建築の様子が見て取れるなど、時代の移り変わりにともない生活様式が変化してきた様子が分かる。



登録有形文化財になると文化庁から交付されるプレート

# 祝新規登録

新規登録 白根地区飯野

『旧飯野産業組合倉庫』  
昭和3年(1928)建築

J.A.こま野の前身組織の一つ、『飯野産業組合』の倉庫として造られた。事業所（現在のJ.A.こま野飯野支所）の改築にともない取り壊される予定だったが、昭和56年(1981)に移築され、平成27年度まで白根桃源美術館の本館として使用してきた。

和風の外観でありながら、洋式の小屋組が用いられるなど、和洋折衷構造で建てられた近代建築の一例。



～和洋折衷の土蔵造～

既に登録されたものも含めると、本市の登録有形文化財は十一件(※※)となります。

## 登録有形文化財とは？

都市開発などで消滅が危ぶまれる近代建造物を守るために設けられた「文化財登録制度」に基づいて登録されます。

建築後五十年以上が経ち、歴史的景観や造形に優れ、再現が容易でないのが選考基準。登録されると、厳しい規制がある国宝・重要文化財といった指定文化財と違い、外観を大きく変えるなどしなければ、届出等の必要なく、改修や改装も認められます。

## 緩い規制で大丈夫？

しかし、登録有形文化財制度であれば、保護の網を広げることができますし、規制に強く縛られることもありません。

近年、登録された建造物の観光や商工業・まちづくり等への活用事例が全国で見受けられるようになりました。地域の歴史や先人の技術・知恵を備えた文化財が、現代の私達の生活に根ざすようになれば、さらに後世まで受け継がれることになります。時には緩やかな規制が、文化財の保護保存に役立つ事もあります。

## 市を語る地域資源として

これらの建造物の重要性は意匠だけでなく、そこに蓄積された風土の歴史・人々の思いであります。地域の大切な資源・誇りとして守り传えていくよう、市でも取り組んでいます。

写真・文 文化財課

※今回紹介した3件のうち、御北・御西の穂坂家は、一般に公開されているものではありません。

※登録されたという事を広く一般に知らせること。告示日が正式な登録日となる。  
※他に松寿軒長崎（菊沢・老舗和菓子屋）・若安堤（若安芦倉・砂防ダム）・若澤家住宅主屋・座敷倉（西野）・村松家住宅主屋・商家蔵・文庫蔵・廁（桃園）がある。